

第4号

1992年3月

発行 神戸市建築協定地区連絡協議会

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市住宅局建築部住宅環境課内
電話(078)331-8181 内線5115

建築協定だより・神戸



建築協定地区表示立看板設置地区一覧表

唐櫻台住宅地地区　日生鈴蘭台ニュータウン第5地区
六甲唐櫻台第1地区　日生鈴蘭台ニュータウン第6地区
六甲唐櫻台第2地区　日生鈴蘭台ニュータウン第7地区
花山駅前幸陽台地区
神戸北町日の峰1丁目A地区
神戸北町日の峰1丁目B地区
神戸北町日の峰3丁目A地区
神戸北町日の峰3丁目B地区
神戸北町日の峰4丁目A地区
神戸北町日の峰4丁目B地区
日生鈴蘭台ニュータウン第1地区
日生鈴蘭台ニュータウン第2地区
日生鈴蘭台ニュータウン第4地区

日生鈴蘭台ニュータウン第5地区
日生鈴蘭台ニュータウン第6地区
日生鈴蘭台ニュータウン第7地区
日生鈴蘭台ニュータウン第8地区
サニーヒル西鈴蘭台地区
サニーヒル西鈴蘭台第2地区
山の街百合が丘住宅地地区
北鈴蘭台第3次住宅地地区
西落合5丁目地区
青山台1丁目西部住宅地区
学園緑が丘(小東山5丁目)
学園緑が丘(小東山6丁目)
東灘区森南町2丁目地区

中、五十
二地区から回
答が寄せられ
ました。その結果、五十四地
区(調査実施
時)、中、五十
二地区から回
答が寄せられ
ました。

五十二地区
の中には、既
に立看板を設
置している地
区が八地区あ
り、設置してい
ない地区でも、局、看板の設置を希望され
る。●戸数も少なく周知され
る。●十年間転売禁止となつてい
ては、地区は二十九地区でした。

五十四地
区(調査実施
時)、中、五十
二地区から回
答が寄せられ
ました。その結果、五十四地
区(調査実施
時)、中、五十
二地区から回
答が寄せられ
ました。



住みよい街をめざして



委員長　辻 元ト二
ぼくじ

その結果、●所有者の承諾
が得られない。●設置予定場
所が区域外で適当でなかった。
等の地区が四地区あり、最終
的には、二十六地区(看板設
置箇所は十三)において看板
を設置することに決まりまし
た。

さらに、この二十六地区に
ついて、看板設置に伴うトラ
ブルを防止するため、●土地
所有者の看板設置の承諾書、
申入り、再三にわたる業者
との話し合いの結果、いづれ
も「計画中止」という成果を
得ました。

これを契機として、多数の
住民から「この地区にはまだ
既に建っている建物について
も、増改築時にこういったこ
とが生じるおそれもあるので、
地域全体として対応する必要
がある。」という意見が寄せ
られ、去る平成2年の自治会
定期総会において建築協定の
結成に関する議案が可決され
ました。

これによって住環境に変化
が起こり、その後も他の業者
による同様の建築や、共同住
宅の建築等の問題が連続して
発生しました。

これらの問題については、
業者に対して「断固反対」を
活動を始めることになりました。
これを受けて自治会は、建
築協定結成委員会を編成し、
八、同意書の整備、補正の
交付申請)

設置について
は、各地区に
おける現況を
把握するため
アンケート調
査を行いました。
この立看板
設置が、あり
ブレート・ポスターによ
る表示のみで
あります。●看板の
要)ありまし
た。この三月、設
置場所がない。等の理由に
二十六地区(十三箇所)にお
より看板の設置は不要と回答
して設置されました。
この立看板
設置について
は、各地区に
おける現況を
把握するため
アンケート調
査を行いました。
この立看板
設置が、あり
ブレート・ポスターによ
る表示のみで
あります。●看板の
要)ありまし
た。この三月、設
置場所がない。等の理由に
二十六地区(十三箇所)にお
より看板の設置は不要と回答
して設置されました。
この立看板
設置について
は、各地区に
おける現況を
把握するため
アンケート調
査を行いました。
この立看板
設置が、あり
ブレート・ポスターによ
る表示のみで
あります。●看板の
要)ありまし
た。この三月、設
置場所がない。等の理由に
二十六地区(十三箇所)にお
より看板の設置は不要と回答
して設置されました。

建築協定の認識と円滑な運営を図るため 26地区に協定地区表示立看板設置 —既設地区と合わせ34地区に—



平成3年度は 12地区が認可

建築協定が認可された地区
については、そのつど、本紙
に設置された。

これで、本市の建築協定地
区は、現在六十三地区とな
っております。

平成3年度は
12地区が認可

成3年度(平成3年4月~四
年3月)は、新規地区が十二
地区は裏面に掲載)

建築協定認可地区数一覧表
ではお知らせしていますが、平
成3年度(平成3年4月~四
年3月)は、新規地区が十二
地区は裏面に掲載)

建築協定認可地区数一覧表
ではお知らせしていますが、平
成3年度(平成3年4月~四
年3月)は、新規地区が十二
地区は裏面に掲載)

区別・年度別・成立形態別 建築協定認可地区数一覧表

(平成4年3月31日現在)

別		東灘	灘	中央	兵庫	北	須磨	垂水	西	計
区	地区数	3	0	1	0	44	0	3	6	63

別		年度	53	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	計
区	地区数	1	2	4	1	5	2	9	9	6	12	12	63	

別		成立形態	一人協定	協定開発主 （人別事体）	住民自身 による定 協	地権者自 身による定 協	更新協定	計
区	地区数	16	29	6	1	11 （自動更新含む）	63	

(注)・自動更新したものは当初認可年度で集計
・更新認可したものは更新年度で集計

配布・郵送
六、同意書の回収
七、同意書記載事項の確認
八、同意書の整備、補正の
交付申請)

（法務局における抄本の閲覧、
専用住宅及び診療所とする。
ただし、運営委員会の許可
を得た一定の兼用住宅及び
益上必要な建築物は可。）



